

八幡浜市病児・病後児保育事業 重要事項確認書兼同意書

八幡浜市病児・病後児保育施設（以下、病児保育施設）利用に関する重要事項

1. 利用対象となる病気は、入院等を必要としない疾患であり、医師が児童の病状を確認し、病児保育施設の利用が望ましくないと判断した場合には、利用できないこと。
2. 利用を希望する場合は、前日までに病児保育施設へ予約をすること。予約受付後、当日の朝の病状により保育が出来ないと判断したときは、利用を断る場合があること。
3. 当日の利用状況（定員に達している、他の利用者の病状等）により利用できない、又は利用を待つ場合があること。
4. 児童の保育にあたっては、細心の注意を払い感染防止の徹底に努めるが、感染の可能性が全くないということではなく、やむを得ず感染が起こった場合は、病児保育施設は責任を負わないこと。
5. 保育中に病状が悪化し、保育の継続が困難となった場合には、予定時間前でもお迎えを要請すること。また、協力医等の診察後、必要があれば検査、治療についての同意を電話連絡で行う場合があり、連絡がとれない場合でも、検査、治療を行う場合があること。更に、病状によっては、救急搬送を含め救急処置を実施する場合があること。
6. 現在服薬中の薬の名称について伝えること。薬の内容について問い合わせの電話をする場合があり、内容が確認できないときは、利用できない場合があること。
7. 送迎対応は、市内の保育所、幼稚園、小学校又は放課後児童クラブ等の施設から協力医療機関等を経由し、病児保育施設までの間とし、それ以外の利用はできないこと。
8. 送迎対応は、初めて病児保育施設を利用する場合には、利用できないこと。
9. 送迎対応は、看護師又は保育士が同行し、十分安全に配慮し対応するが、体調が悪い中、面識のない大人に送迎されることは、子どもの心身への負担が大きいことを十分理解したうえで利用すること。
10. あらかじめ定められた利用時間を厳守すること。
11. 予約のキャンセルは可能だが、必ず事前に連絡をすること。連絡なしにキャンセルされることが繰り返されるときは、以降の利用を断り、登録を抹消する場合があること。
12. 消耗品及び送迎タクシーの実費相当額は、病児保育施設に、協力医等を受診した場合の診察料は、受診した医療機関に支払うこと。
13. 登録及び利用申請において八幡浜市が知り得た情報は、病児保育事業の範囲内において、病児保育施設に提供されること。また、必要に応じて医療機関に提供されること。

私は、上記の重要事項の説明を受け、内容について同意した上で、病児保育施設の利用登録を申請します。

【保護者同意欄】

八幡浜市長 様

年 月 日

保護者署名

続柄（ ）

（児童氏名

）